

次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<法務>

安全運転の 管理者は

注1



注2

一定台数以上の自動車を**業務**に使用



安全運転管理者の選任義務有

罰則あり

注5

内容のご質問等については、TEL 0258-35-4444 担当 高野 池田 斎藤 まで

配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

無料セミナー 対面形式にて開催

令和6年10月11日(金) 時間:10:00~11:30 会場:パートナーズPLAZA

内容:「労使関係の移り変わり」講師:砂山法律事務所 弁護士 砂山 雅人

現在は雇用関係に基づくビジネスライクな関係が主流になっています。

改めて、法律や裁判例に基づき、労使関係のポイントを確認しませんか？

【注1】安全運転管理者制度とは

道路交通法では、自動車の使用者(事業主等)は、一定の台数以上の自動車を業務に使用する場合、使用の本拠(支店、営業所等)ごとに、「安全運転に必要な業務を行う者」として**安全運転管理者(副安全運転管理者)**を選任しなければならないと定めており、また、**選任日から15日以内**に、都道府県の公安委員会に届け出ることを義務付けています。

(なお、道路運送法によって「運行管理者」の選任義務が課せられている、自動車運送事業者、第二种貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送事業者の事業所は対象外です。)

【注2】安全運転管理者(副安全運転管理者)の選任基準

<使用の本拠における自動車の台数(選任基準)>

安全運転管理者	<ul style="list-style-type: none">・乗車定員11人以上の自動車が1台以上(送迎用のバス等)・その他の自動車 5台以上 乗用車、トラック、大型・小型特殊自動車、自動二輪車など。 ナンバーを付け、公道を走る等、道路交通において業務に使用する車両であれば、選任基準に含まれます。 大型・普通自動二輪車は、1台を0.5台として計算。
副安全運転管理者	・使用の本拠における自動車台数が20台以上40台未満の場合は1人、40台以上の場合には20台増す毎に1人の選任が必要。

従業員のマイカーについては、業務に使用せず「通勤のみ」である場合は選任基準に含まれません。従業員のマイカーやリース車両を業務に使用している場合、選任基準の台数に含まれるか否かは、現在、各都道府県の公安委員会で見解が分かれていますので、**管轄の警察署へ確認が必要です。**

【注3】安全運転管理者(副安全運転管理者)の資格要件

安全運転管理者	<ul style="list-style-type: none">・20歳以上 (ただし、副安全運転管理者を選任する場合は30歳以上)・運転管理の経験期間が2年以上
副安全運転管理者	<ul style="list-style-type: none">・20歳以上・運転管理の経験期間が1年以上、又は運転の経験期間が3年以上。

次の欠格事項に該当する者を、安全運転管理者(副安全運転管理者)に選任することは出来ません。

<欠格事項>

過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者(副安全運転管理者)の解任命令を受けた者。

次の違反行為をしてから、2年経過していない者。

- ・ひき逃げ、無免許運転、酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害行為、
- ・無免許運転にかかわる車両の提供及び車両への同乗する行為

- ・ 酒酔い・酒気帯び運転にかかわった車両への酒類の提供及び同乗する行為
- ・ 自動車の使用制限命令違反

次の違反を下命・容認してから、2年経過していない者。

酒酔い・酒気帯び、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反

事業主は、安全運転管理者に対し、内閣府が定める業務を行うため必要な権限を与えなければならない(道交法第74条の3第7項)とされているため、安全運転管理者は事業所で必要な権限を有する者(部長、課長、係長等)が望ましいとされています。

【注4】安全運転管理者の業務

安全運転管理者は、安全運転管理の責任者として、次の業務を行わなければなりません。

運転者の状況把握

安全運転確保のための運行計画の作成

長距離・夜間運転時の交替要員の配置

異常気象時の安全確保の措置

点呼等による、過労、病気、その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認
と必要な指示

運転者の酒気帯びの有無の確認

酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存、アルコール検知器の常時有効保持

運転日誌の備え付けと記録

運転者に対する安全運転指導

安全運転管理者は、毎年「安全運転管理者等講習」を受講する必要があります。

【注5】安全運転管理者等の選任と届出についての罰則

令和4年10月に、安全運転管理者等に関する罰則の内容が、下記の通りとなりました。

- ・ 安全運転管理者(副安全運転管理者)の選任義務違反…罰金50万円以下
- ・ 安全運転管理者(副安全運転管理者)の選任・解任の届出義務違反…罰金5万円以下

安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から15日以内に、自動車の使用の本拠地を管轄する警察署を経由して、都道府県の公安委員会に届け出なければなりません。

また、台数の減少や営業所の閉鎖などで安全運転管理者(副安全運転管理者)を解任したときも、同様の届け出が必要です。